九　こんぶ類養殖施設
十　わかめ類養殖施設
十一　のり類養殖施設
十二　真珠養殖施設

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人
農林水産大臣　赤松　広隆

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百二十五号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第三第十五号中「千三百四十六万枚」を「千九百十一万枚」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百二十六号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行期日は平成二十二年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年五月一日とする。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百二十七号

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第六項及び第十四条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十条）
第二章　経過措置（第十一条・第十二条）
附則

第一章　関係政令の整備

（農業改良資金助成法施行令の一部改正）

第一条　農業改良資金助成法施行令（昭和三十一年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業改良資金融通法施行令

第一条中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に、「第三条第二項」を「第三条第一項第二号」に改める。

第二条を次のように改める。

（政府が行う利子補給に係る利子補給契約の締結）

第二条　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、政府と法第九条第一項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣（沖縄振興開発金融公庫にあつては、内閣総理大臣。以下同じ。）の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法第三条第一項各号の貸付けの貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三条から第九条までを削る。

（農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正）

第二条　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、政府と法附則第八項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣（沖縄振興開発金融公庫にあつては、内閣総理大臣。以下同じ。）の定めるところにより、当該利子補給契約に係る同項の貸付けの貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

附則第四項及び第五項を削る。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の二の二第二項第二号ロを次のように改める。

ロ　農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条の規定による政府の利子補給に係る同法第二条に規定する農業改良資金

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四条　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二項を削り、第一項の項番号を削る。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第六条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中「第百二十七条第四項第一号イ」を「第百二十七条第三項第一号イ」に改める。

第六十二条第四号中「又は同法附則第八項」及び「又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫」を削る。

（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正）

第七条　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第九条　米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

（農林水産省組織令の一部改正）

第十条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十条第四号中「経営政策課」の下に「及び人材育成課」を加える。